

北広島市立緑ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

令和2年度改訂

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

【いじめの定義】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

【定義に対する補足】

この中での「一定の人的関係」については、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指すものとする。

【定義の解釈における重要点】

- ①いじめかどうかの判断に当たっては、いじめられた児童生徒の立場に立ち、その気持ちを重視すること。
- ②本人が否定することも踏まえて、その言葉だけを表面的、形式的に判断するのではなく、その児童生徒の態度や周辺の状況を踏まえて判断すること。
- ③インターネットなどで本人が気付かない誹謗中傷など、本人が苦痛を感じていない場合であっても、その行為をいじめと同様に対処すること。
- ④好意から行った行為が、相手の児童生徒に結果として苦痛を感じさせてしまった場合は、悪意がなかったことを踏まえて対応すること。
- ⑤けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

【いじめ解消の定義】

- ①いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んで少なくとも3か月を目安とする）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識にたち、全校の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等の対策に積極的に取り組む。そのためには、いじめに対応する具体的なプログラムを策定し、全校体制で組織的にいじめの防止に取り組む必要がある。本校では、次の通りいじめ防止の具体的な内容を定め、いじめ防止の取組を進める。

2 具体的な指導内容

(1) いじめの未然防止

①いじめ対策のための校内組織の設置

「いじめ・不登校対策委員会」とし、必要に応じて開催する。構成は、校長・教頭・生徒指導部代表・教務部代表・当該担任、必要に応じた教員及び、心の教室相談員・スクールカウンセラーからなる。

②いじめを許さない学級づくり・学校づくり

◇豊かな情操と道徳心を培う教育活動の推進

思いやりの心を育む道徳教育、人の痛みを思いやることのできる人権教育を進める。

人権擁護委員等との連携

下記に記述する児童生徒への正しい理解について、人権教育をすすめる。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国と係わりを持つ児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る悩みを持つ児童生徒
- ・震災などにより被災した児童生徒または、原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者となった児童生徒、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族
- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

◇自己有用感・自尊感情を育む教育活動の推進

あらゆる教育活動の中で、さまざまな関わりを深める体験教育、「認められた」「人の役に立った」と感じる事の出来る活動を推進する。

◇児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくりや集団づくり

◇インターネット上のマナーなどの指導や啓発

インターネット上でのいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努める。

③家庭・地域との連携

◇学校便りやホームページ等による対応方針の説明

◇保護者懇談会・個人懇談・家庭訪問等を活用した保護者との連携

日頃より保護者との連携を密にし、情報の交換や信頼関係の構築に努める。

④学校評価の活用

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの実態把握やその対応が適切に行われているかについて評価を行う。

(2) いじめの早期発見

◇児童の変化を見逃さない児童観察

全ての教師が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。

◇複数の教師による見守り おかしいと感じた児童がいた場合、気づいたことを共有し、担任・担任外・養護教諭・心の教室相談員・スクールカウンセラー・支援員等、より大勢で当該児童を見守る。

◇アンケート調査・教育相談等を活用した実態の早期把握

アンケートや教育相談による早期把握に努め、期を逸さない教職員の意識の向上に努める。

◇相談窓口の周知

児童生徒や保護者が必要な時にいつでも相談ができるよう、いじめ対策委員会として相談窓口を設けるとともに、また、地域住民からも情報提供を受けられるよう、地域に回覧する学校だよりや学校のホームページなどで周知に努める。

<児童観察の時間>

- ・登校時 ・休み時間
- ・始業前 ・給食時間
- ・朝の学活 ・清掃活動
- ・授業中 ・帰りの学活
- ・放課後 等

(3) いじめの早期対応

◇全職員の共通理解による組織的対応

いじめ・不登校対策委員会を主体とし、職員の共通理解のもと役割分担を明確にし、組織的な対応を図る。

○正確かつ迅速な事実関係の把握

○指導の記録化

○公表の在り方の検討

○関係機関との連携

◇いじめられた児童への指導

教員組織で見守る体制を確立（登下校・休み時間等）し、いじめを許さないための弾力的な対応や当該児童の気持ちを受け入れた共感的な対応をすすめる。また、自己存在感（自己有用感）をもたせる活動の場を確保するとともに、友だちづくりへの支援をすすめる。

○いじめ解決と徹底して守り通すことを言葉と態度で示すなどの全教職員による対応

○教師と当事者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い

○養護教諭・スクールカウンセラー等との連携

○席替えや班替えなどの児童の立場に立った指導の工夫

◇いじめた児童への指導

いじめは許さないという毅然とした指導とともに、状況や背景にも目を向ける。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにしながら、いじめは人権を侵す行為であること、いじめられる側の気持ちに気づかせる指導を徹底する。

○教師と当事者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い

○自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させる指導

◇学級・学年・学校全体への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。豊かな人間関係を育むための指導をすすめる。

○はやしたてたり傍観したりすることは、いじめ同様に許されないことを理解させる指導

○いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを理解させる指導

◇当該保護者への対応

正確な事実及び指導経過の報告、情報交換に努める。

○被害児童保護者には共感的な態度で解決への取組を伝え、児童の変化に気をつけ、些細なことでも相談するよう伝える。

○加害児童保護者には正確な事実関係を説明し、よりよい解決のための協力と家庭での指導を依頼する。今後の関わり方などを一緒に考え、具体的助言・支援をしていく。

◇家庭・地域への協力要請

○個人情報の取り扱いに配慮した適切な情報提供

◇各関係機関との連携

必要に応じて教育委員会・緑陽中学校・北広島交番・厚別警察署・児童相談所・民生児童委員等との連携を迅速に行う。

(4) 重大事態への対応

【重大事態の定義】

○児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

【重大事態の対応】

①重大事案が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告する。

②北広島市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。

③事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者・関係機関へ事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) いじめの再発防止

◇継続した指導

○解決したと即断せず、複数の教師による観察・教育相談の継続

◇魅力ある学校生活への改善

○「自己決定」「自己有用感」（自己存在感）「共感的理解を重視した積極的な生徒指導の推進

◇家庭・地域との連携

○児童の地域行事への参加や挨拶の励行等

○家庭での教育に関する啓発及び信頼関係の構築等

○地域の方への見守りのお願い、地域団体（自治会・健連協等）との連携等